

# ②卒業予定年月変更のご案内

～大学(院)へ進学される方／在学される方向けの手続き案内～

現在ご加入いただいている契約は間もなく保障終了を迎えます。

加入時にご記入いただいた卒業予定年月を迎えるため、満期書類をお送りしました。  
本パンフレットと合わせてご確認のうえ、お手続きください。

## 大学生協のある大学に在学される方／大学(院)へ進学される方

お通いになる大学の大学生協に加入することで、

CO・OP学生総合共済 学生賠償責任保険(一人暮らし特約なし・あり) 就学費用保障保険 に

継続加入および新規加入できます。詳しくは本冊子P1、2をご確認ください。



大学生協共済キャラクター  
「タヌロー」

お問い合わせ先

コープ共済センター

0120-16-9431

受付時間：9:00～18:00

月～土(祝日含む)

年末年始はお休みとなります。(12/31～1/3)

⇒音声ガイダンスに従って「0：満期のお手続き」⇒「3：卒業延長・満期帳票再発行」をお選びください。

学生賠償責任保険・就学費用保障保険の「重要事項説明書」・「制度のあらまし」は書面ではなくWEB(P11参照)での配布となります。  
保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等の重要な事項が記載されており、ご加入にあたっては必ずご参照ください。

## 大学生協のない大学(院)へ進学される方

地域の生協(コープ)に加入することで、CO・OP学生総合共済 に継続加入できます。

※地域の生協(コープ)では学生賠償責任保険・就学費用保障保険へのご加入はできません。

※大学の所在地または在住されている都府県にインターラッジコープがある場合、組合員加入することで学生賠償責任保険・就学費用保障保険も含めて加入することができます。インターラッジコープの加入資格は、各インターラッジコープへ直接お問い合わせください。  
インターラッジコープへ加入手続きをされましたら、同封の卒業予定年月変更届にてお手続きができます。

※進学先の大学に大学生協があるかどうかは、下記の二次元コードから確認いただけます。

同封の書類ではお手続きできません。お手続き方法についてはコープ共済センター(0120-50-9431)へご連絡ください。

※賠償責任の保障への加入をご希望の方は、合わせてお申し出ください。

## ①卒業される方

手続き方法は別冊子『CO・OP学生総合共済 新社会人コースのご案内』をご確認ください。

例

- |                 |                                       |
|-----------------|---------------------------------------|
| ●大学を卒業し、社会人になる。 | ●大学院を卒業する。                            |
| ●大学を退学する。※1     | ●一度大学を卒業するが、また数か月後に大学(大学院)に進学する予定だ。※2 |

※1 満期日を待たずに退学される場合は、別途コープ共済センター(0120-16-9431)か大学生協窓口へご相談ください。

※2 一度卒業されるなど、学生資格が無くなる期間が発生する場合は、卒業される方としてお手続きください。

大学生協の脱退・加入についての詳細は、各大学生協へお問い合わせください。

各大学生協の問合せ先は、こちらの二次元コードからご確認ください。

進学先の大学に大学生協があるか無いかもこちらから確認いただけます。

URL : <https://www.univcoop.or.jp/info/coop-search.html>



# 手続きの流れをご確認ください。

STEP

## 1 お届けした書類をご確認ください。

### 満期に伴うお手続き書類

お手続き書類が入っています<sup>(※)</sup>。また、Web手続き用の二次元コードも印刷されています。

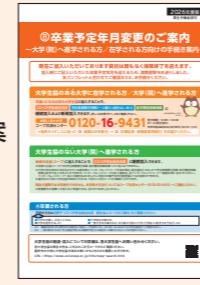
(※)『満期に伴うお手続き書類』については、紛失によって再発行した場合は書類の構成やイメージが異なる場合がございます。



### ②卒業予定年月変更のご案内(本冊子)

2つあわせて  
ご確認ください。

満期後の商品の詳しい内容をご案内しています。



## 2 お手続きの対象かどうかをご確認ください。

大学院や他大学へ進学される方、引き続き大学に在学される方などが対象です。

例

- 現在の大学を卒業せず、卒業予定年月が変わる。
- 同大学の大学院に進学する。
- 休学しているが、数か月後に同大学へ復学する予定だ。<sup>※3</sup>
- 別の大学の大学院に進学する。<sup>※4</sup>
- 別の大学等に編入(転入)する。<sup>※4</sup>

※3 休学中でも、学生資格がある場合はご継続いただけます。

※4 進学先の大学に大学生協があるかを事前にご確認ください。大学生協がない大学に進学され、保障継続を希望する場合は同封の書類では手続きできません。事前にコープ共済センター(0120-50-9431)へお問い合わせください。

## 3 必要なお手続きをご確認ください。WEBでもお手続きが可能です。

### ●保障の継続を希望される場合

卒業予定年月変更届をご提出ください。WEBでもお手続きが可能です。

『満期に伴うお手続き書類』内にある『卒業予定年月変更届』へ必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒にてコープ共済連までご提出ください。WEBからでもお手続きいただけます。『満期に伴うお手続き書類』の表紙の二次元コードからお手続きください。

※書面とWEBとで重複してお手続きされますと、お手続きが進まなくなる場合がございます。必ずどちらかのみでお手続きください。

※新社会人コースへ事前申込されている場合、その情報を引き継ぎます。

### 4 【お手続き期限にご注意ください】

学生賠償責任保険・就学費用保障保険のご継続を希望される場合、必ずお手続き期限内にお手続きください。満期日を過ぎてお手続きされた場合、保険は新規加入扱いとなり、保障期間に空白期間が発生します。

## 4 お手続きいただいた後は…

「卒業予定年月変更申込受付のお知らせ」(ハガキ)をお届けします。

お手続き受付後、約2~3週間でお届けします。その後、年掛金・年間保険料の振替(または払込取扱票での払込)が確認できましたら、契約を発効(始期日より保障が開始)いたします。

※大学の異動がある場合、1カ月前後いただくことがあります。

※記入内容に不備などがあった場合は、お電話による確認もしくは書類への追加記入が必要になる場合があります。この場合、お手続きが遅れることがありますので予めご了承ください。

※万が一、お手続き後に進路の変更があった場合は、コープ共済センター(0120-16-9431)までご連絡ください。

## Q&A 満期のお手続きについて、よくいただくご質問。

### Q1 新社会人コースに加入希望ですが、地域生協への組合員加入は必要ですか?

A

新社会人コースのご加入には、出資金をお支払いいただき、お住まいの地域の生協の組合員となることが必要です。既に保護者が地域の生協の組合員である場合は、生協の組合員加入手続きは不要です。加入後にお子様が独立され、生計が別になる場合や別居される場合は新たに出資金をお支払いのうえ、生協の組合員となることが必要です。

### Q2 住所・電話番号が変わりました。どうすればいいですか?

A

卒業予定年月変更届にご記入ください。満期後の契約から反映いたします。  
※苗字などのお名前を変更する場合や、扶養者登録を変更する場合は別途お手続きが必要です。コープ共済センター(0120-16-9431)へご連絡ください。

### Q3 不動産会社へ学生賠償責任保険(一人暮らし特約あり)(19HK)に加入している証明書の提出が早めに必要です。どうすればいいですか?

A

卒業予定年月変更届にて学生賠償責任保険(一人暮らし特約あり)(19HK)のご継続を申し込みいただいた後、コープ共済センター(0120-16-9431)へご連絡ください。お申し込みされている証明として、『加入受付証』を郵送でお送りいたします(お急ぎの場合は大学生協窓口で発行することも可能です)。なお、正式に契約更改ができた証明である『加入者証』の発行は次年度の保険料振替手続きの完了後から約2~3週間後となります。予めご了承ください。

### Q4 卒業予定年月変更届を提出しましたが、その後予定が変わり卒業(退学)することになりました。手続きはどうすればいいですか?

A

変わることが分かった時点で、お早めにコープ共済センター(0120-16-9431)か大学生協窓口にご連絡ください。

### Q5 満期後の契約の掛け金・保険料振替口座を変更したいです。どうすればいいですか?

A

(卒業予定年月変更の場合)お手続き後、お早めにコープ共済センター(0120-16-9431)へご連絡ください。「振替口座登録・変更届」を郵送いたします。口座振替月になると登録口座からの振替を止めることはできませんので、お早めにお手続きください(例:26年3月卒業から延長する場合、26年2月15日必着です)。

(新社会人コースの場合)改めて月掛け金口座登録が必要ですので、新社会人コースお申し込み時にご入力ください。

その他、よくいただくご質問についてはホームページにも掲載しております。合わせてご確認ください。  
URL : <https://kyosai.univcoop.or.jp/faq/index.html>





学生には学生のための保障をおすすめします

# 学生生活を守る定額保障で



タヌロー  
大学生協共済  
キャラクター

# 学業継続をバックアップ!

## おすすめポイント

### CO-OP 学生総合共済

G1200コース



#### 学生本人のケガや病気にそなえるたすけあいの制度

ケガや病気を24時間365日、学内外・国内・海外を問わず保障します。地震・噴火・津波によるケガも保障。

#### ポイント 1

#### 入院保障は

1日目から360日分

日額 **10,000円**

#### ポイント 4

#### 精神疾患の診療を受けたとき こころの早期対応保障

共済期間(1年)につき1回 **10,000円**

#### ポイント 2

#### ケガでの通院は

1日目から90日分

日額 **2,000円**

#### ポイント 5

#### 扶養者がもしものときも 扶養者事故死亡・扶養者事故重度障害

**500万円**

#### ポイント 3

#### 手術は日帰りも含め

**5万円**

#### ポイント 6

#### 持病がある方も\* 申込いただけます

\*発効日の前日以前に罹患していた病気などについては共済金をお支払いしない場合があります。詳しくはホームページに掲載する「ご契約のしおり」をご確認ください。

## 1年間の掛金

**14,400円**

1ヶ月あたり **1,200円**

1日あたり **約40円**

## CO-OP学生総合共済加入者のための安心サポート 学生生活無料健康相談テレホン

### からだとこころの 健康相談

からだとこころに関する悩みに専門の相談員がお答えします。対面では相談しにくい内容でも時間帯に関係なく安心して利用できます。



保護者も  
利用できます

24時間  
365日  
無料

#### 専門の相談員がお答えします

##### ヘルスアドバイザー

看護師、保健師、管理栄養士

##### 専門医

内科、整形外科、外科、精神・神経科、  
眼科、産婦人科

##### メンタルヘルス

臨床心理士など

※学生生活無料健康相談テレホンの連絡先とご利用方法は、共済証書送付状裏面に記載の「ご契約のしおり閲覧方法について」から参照ください。

※病気やケガをしていても受けられるサポートとして、多くの学生・保護者に利用されているサービスです。

※応急処置・近所の病院の紹介・急に具合が悪くなったときに夜間でも受診できる病院の紹介のご相談に応じます。



## 卒業後も安心が続くCO-OP学生総合共済 新社会人コース 事前申込みがおすすめです。

CO-OP学生総合共済へご加入いただく際、同時に保障終了後(卒業後)のコースとして、新社会人コースへ事前申込することができます。事前申込をしていただくと、卒業時に新社会人コースへの継続手続きがスムーズにできますので、保障が途切れることなく満30歳満期日まで続けます。新社会人コースの詳細は別冊子『CO-OP学生総合共済 新社会人コースのご案内』をご参照ください。

### 大学生・院生

CO-OP学生総合共済

### 卒業

健康状態に関わらず  
継続可能

### 社会人

CO-OP学生総合共済 新社会人コース(更新・更改専用)

満30歳の  
満期日まで保障

●新社会人コース事前申込には、同一世帯のご家族またはご本人が地域生協(コープ)の組合員である必要があります。

●現在、地域生協に加入されていない方でも、新社会人コースの事前申込ができます。地域生協に未加入の場合、扶養者情報を含む契約情報を扶養者がお住まいの地域生協に提供し、地域生協より扶養者宛に生協加入のご案内を行なう場合があります。生協加入のお手続き後、事前申込が成立します。

●CO-OP学生総合共済 新社会人コースのみの新規加入はできません。ご希望の方はCO-OP学生総合共済にご加入ください。

## 保障表 学生本人のケガや病気の保障と扶養者の死亡保障

加入できる年齢(発効日時点)／満34歳以下 保障の終了日／卒業予定年月の末日(最長満35歳の満期日まで)

病気・ケガ	入院 1日目から360日分	日額 <b>10,000円</b>
	長期入院 270日以上連続した入院(1回の入院について1回のみ)	<b>60万円</b>
	手術 共済事業規約に定める支払い対象手術を受けた場合 入院・通院の支払限度日数を超えた後の手術も対象	1回の手術につき <sup>※5</sup> <b>50,000円</b>
	学業復帰支援臨時費用 重度後遺障害を負って復学した場合	共済期間(1年)につき1回 <b>100万円</b>
	重度後遺障害 <sup>※1</sup> 病気・事故問わず重度後遺障害となった場合 ※障害の程度に応じて金額が変わります。	<b>最高 600万円</b>
	通院 事故日から180日以内、1日目から90日分(固定具保障を含みます) 固定具を装着した場合、10日分の通院があったものとみなします。	日額 <b>2,000円</b> (固定具保障)1事故につき 定額 <b>20,000円</b>
ケガ	ケガ 事故後遺障害 事故日から2年以内の所定の後遺障害状態 ※障害の程度に応じて金額が変わります。	<b>最高 600万円</b>
	ここ ここ の早期対応保障 精神疾患の診療を受けたとき	共済期間(1年)につき1回 <b>10,000円</b>
本人の死亡	死亡 学生本人が死亡した場合(病気・事故問わず)	<b>100万円</b>
	事故死亡 学生本人が事故により死亡した場合(事故日から2年以内)	<b>50万円</b> + 上記にプラス
親扶養者の死亡	親扶養者死亡・親扶養者重度障害 <sup>※2※3※4</sup> 病気・事故問わず親・扶養者が死亡または重度障害となった場合	<b>50万円</b>
	扶養者事故死亡・扶養者事故重度障害 <sup>※2※4</sup> 扶養者が事故により死亡または事故により重度障害となった場合 お支払い後に変更された扶養者も対象(事故日から2年以内)	<b>500万円</b>

※1 労働者災害補償保険法施行規則の障害等級表の1級、2級、3級の状態。

※2 労働者災害補償保険法施行規則の障害等級表の1級、2級、3級の②③④の状態。

※3 「親」とは実父母および養父母をいいます。

※4 「被共済者の扶養者」とは、次のいずれかに該当する者1名をいい、被共済者と同居であることを要しません。

(1)被共済者が属する世帯において、主に生計を維持している者

(2)被共済者が学生生活を維持するために、その所得によって、被共済者の学費および生活費を主として継続的に負担している者

※5 同日に複数の手術をされた場合は1回分をお支払いします。

## 〈学生総合共済加入者全員対象〉ストーカー被害見舞金

共済期間(1年)につき1回のみ **5万円**

被共済者が日本国内におけるストーカー被害について警察に届け出をし、被害拡大を予防する対策(鍵交換や引越し等)をしている等、所定の条件を満たす場合にお支払いする見舞金です。

※当見舞金は、共済事業の剰余金の一部を積み立てた中からお支払いするため、積み立ての状況によっては、金額等を変更する場合があります。



# 他人への賠償と一人暮らしの保険 学生生活のさまざまな賠償や

## ■おすすめポイント

### 学生賠償責任保険 (一人暮らし特約なし)

19H

#### ポイント 1

インターンシップ中や  
アルバイト中、  
さらに海外での賠償事故も保障します

- 実家通学の方※1
- アパート、寮などにお住まい(予定)で、「お住まい」等を取り巻くリスクにそなえる一人暮らしのための保障が不要な方
- 国内・国外の保障です。

#### ポイント 2

実験・実習中に発生した加害事故による  
賠償金や、医療実習中に発生した  
事故による院内感染の予防措置・治療の  
費用を保障します

#### ポイント 3

自転車乗車中に他人をケガさせたり  
他人の財物を壊した場合など、  
1事故最高3億円まで  
保障します

## ■1年間の保険料※2

1,800円

「一人暮らし特約なし」は、日常生活、  
正課の講義、インターンシップ中などにおける  
賠償事故を保障する保険です。

## ■支払限度額・保険金額

個人賠償責任保険※3	日常生活および実習中 (正課の講義・アルバイト・インターンシップ等を含む)における賠償事故(国内・国外) 日常生活での他人に対する賠償責任を保障 例)・他人の財物や商品を誤って破損させた ・教育実習中に誤って生徒にケガをさせた ・就業体験先から借りたパソコンを落として破損させた ・自転車で通行人にケガをさせたなど 臨時費用をお支払いする場合があります。詳細は「制度のあらまし」をご確認ください。	1事故最高3億円まで (情報機器等の記録情報の事故は500万円を限度とします。 (示談交渉サービス付/国内)
人格権侵害賠償責任保険※4	正課の講義 (インターンシップ含む)等における賠償事故(人格権侵害) (国内・国外) 正課の講義等における他人のプライバシー侵害や名誉毀(き)損に対する損害賠償責任を負担した場合を保障	年間最高500万円まで
感染事故損害防止費用保障	正課の講義等における医療関連実習で発生した事故に伴う 感染予防措置・治療の費用を負担した場合を保障(国内・国外)	年間最高500万円まで
傷害見舞費用保障	★傷害見舞費用補償特約 ☆被保険者の範囲に関する特約(傷害見舞費用補償特約用)セット 事故により他人にケガを負わせた場合、損害賠償金を支払うことなく、保険会社の同意を得て慣習として 支払った費用(弔慰金、入院見舞金等の費用および見舞品の購入費用)を負担した場合を保障	被害者1名につき最高50万円まで (上記は死亡見舞費用保険金の場合であり、 費用の種類によって金額は異なります。ただし 1事故につき最高100万円までとなります。)
後遺障害保障※5	★死亡保険金対象外特約セット ☆天災危険補償特約セット ケガにより被保険者が所定の後遺障害を負った場合を保障	最高10万円まで

※1 保障の対象となるのは学生本人であり、ご家族は対象ではありません。(傷害見舞費用保障については「制度のあらまし」をご参照ください。)

※2 2026年4月2日から4月30日に中途加入する場合、保険料は変わりません。

※3 下記のような場合は保険金をお支払いできません。(詳細は「制度のあらまし」をご確認ください)

- 自動車、バイク(原付を含む)、キックボード(エンジン付)による第三者への賠償責任
- スポーツにおける参加者間の賠償責任(法律上の賠償責任が発生しない場合)
- 大学の管理責任下での賠償責任(法律上個人に責任がない場合)

※4 人格権侵害賠償責任保険には示談交渉サービスはありません。

※5 後遺障害の程度により、支払う保険金の額が異なります。

## 示談交渉サービス付(国内での賠償事故)

19H 19HK



示談交渉サービスとは、この保険の被保険者が加害者となったとき、相手方および被保険者の同意が得られた場合、被保険者に代わって保険会社が被害者と折衝し解決するサービスです。

# 一人暮らしにそなえる

SUPIC(スピック)  
大学生協がおすすめ  
している保険のキャラクター



## ■おすすめポイント (学生賠償責任保険にお部屋の保障をセット) (住まいの火災などの保障)

### 学生賠償責任保険 (一人暮らし特約あり)

19HK

#### ポイント 4 一人暮らし特約付

借家人賠償責任保障  
水もれ等による、借用住宅への賠償事故を  
1事故最高1,000万円まで保障します  
(示談交渉サービス付)

#### ポイント 5 一人暮らし特約付

家財保障  
住宅(敷地を含む)内での  
火災・水ぬれなどによる家財の  
損害や、家財や現金・自転車の  
盗難にも対応します

#### ポイント 6 一人暮らし特約付

父母駆けつけ費用保障  
3日以上続けて入院した場合などに  
親族が現地に駆けつけるために  
支出した交通費・宿泊費等を  
保障します

## ■1年間の保険料※2

8,500円

「一人暮らし特約あり」は、

左ページの保障(19H)がすべて含まれ、  
さらに借用住宅の損害や家財・盗難にも対応します。

個人賠償責任保障(示談交渉サービス付)

人格権侵害賠償責任保障

感染事故損害防止費用保障

傷害見舞費用保障

後遺障害保障

## ■支払限度額・保険金額

借家人賠償責任保障※7	借家人賠償責任保障※7 被保険者の過失により、借用住宅が損壊し、貸主(大家)に対する法律上の賠償責任を負った場合を保障 ☆借家人賠償責任補償(オールリスク)特約 ☆賠償事故の解決に関する特約セット	1事故最高1,000万円まで (示談交渉サービス付)
家財保障	火災・水ぬれなどによる住宅(敷地を含む)内の家財の損害を保障	1事故最高200万円まで
破損・汚損保障	不測かつ突発的な事故で被保険者の住宅(敷地を含む)内の家財などが破損・汚損した場合を保障	1事故最高50万円まで (免責金額1万円)
家財・自転車盗難保障	住宅(敷地を含む)内の家財や自転車が盗まれた場合の損害を保障	1事故最高50万円まで
現金盗難保障	住宅(敷地を含む)内において現金などが盗まれた場合を保障	1敷地につき10万円まで
臨時費用	住宅(敷地を含む)内の家財に損害を被ったときに生じる臨時費用を保障 ※盗難も対象	損害保険金の10% (1事故1敷地ごとに最高20万円まで)
借用住宅修理費用保障	盗難に遭い窓ガラスやドアの錠を壊され、修理代を負担しなければならない場合などを保障 家具移動や搬出搬入または盗難における借用住宅内の損傷や投石などによる窓ガラスの破損等を保障	1事故最高15万円まで
修理費用保障	★借用住宅修理費用補償(大学生等用)特約	1事故1敷地ごとに最高10万円まで
水道管修理費用保障	借用住宅の水道管の凍結による破裂などの修理費用を保障	10万円まで
父母駆けつけ費用保障	★救援者費用等補償(入院ワイド型)特約 ☆疾病補償特約(救援者費用等補償(入院ワイド型)特約用)セット	ケガや病気のため、3日以上続けて入院した場合や、事故により生死が確認できない場合等に、親族が現地に駆けつけるために支出した交通費・宿泊費等を保障

※6 保障の対象となるのは学生本人のみです。また居住地を問わず学生本人に紐づいた保障です。

※7 下記のような場合は保険金をお支払いできません。(詳細は「制度のあらまし」をご確認ください)

- 欠陥、腐食、さび、かび、その他自然消耗などを原因とする損害
- 地震・噴火・津波による損害

※8 通学途上で財布を盗まれたような住宅(敷地を含む)外での盗難事故などはお支払いできません。

理費用補償(大学生等用)特約、救援者費用等補償(入院ワイド型)特約等を指します。

## ■入学前一人暮らし賠償保障について

学生賠償責任保険(一人暮らし特約あり)に新たに加入した場合に限り、入学前一人暮らし賠償保障期間に発生した賠償事故によって法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保障します。(詳細は「制度のあらまし」をご確認ください)

# 学業継続のための費用 扶養者の「もしも」にそなえる

## ■ おすすめポイント

就学費用保障保険  
(総合生活保険)

19W



扶養者が病気やケガで死亡、またはケガで重度後遺障害を負った結果、学生が扶養されなくなった場合の学資費用をサポート。奨学金受給予定の方も加入できます。

**ポイント1**  
大学・学部ごとの授業料に合わせて  
保障額を柔軟に設計できます。

(1口の保障限度額は年間25万円、加入は最大15口まで)

**ポイント2**  
授業料や教材費等の学資費用(実費)を  
卒業予定年まで毎年保障<sup>※1</sup>します。

**ポイント3**  
通学定期代および一人暮らしの  
家賃も保障対象です。

(上記は口数に関わらず合算で年間10万円限度)

1年目の保険料  
(詳細はP.12)

2030年卒業予定者の場合  
1口あたり **2,610円**

**保険料の負担は  
毎年少なくなります!**



## 保障内容

どんな時に	どのような費用に対して	いくら保障されるか	加入口数の目安
・扶養者が病気やケガで死亡した場合	学生が実際に負担した在学に必要な以下の費用 ①授業料、教科書代、施設設備費、実験・実習費等 ②通学定期代 ③賃貸借契約の賃料、管理費、共益費	年間 <b>25万円限度</b> 卒業予定年月まで (ただし、左記②と③は口数に関わらず、合算で年間 <b>10万円限度</b> )	国公立大学: <b>2~3口</b> (保障限度額:年間50~75万円)  私立大学: <b>4~5口</b> (保障限度額:年間100~125万円)
・扶養者がケガで重度後遺障害を負った場合 <sup>※2</sup>	学生がケガで後遺障害を負った場合	1事故 <b>10万円限度</b> (後遺障害の程度に応じて決定)	※文部科学省「私立大学等の令和5年度入学者に係る学生納付金等調査結果について」を参照
学生がケガで後遺障害を負った場合 <sup>※2</sup>	ケガによる身体の後遺障害	1事故 <b>10万円限度</b> (後遺障害の程度に応じて決定)	

## ■ 学生総合共済とあわせて加入をおすすめする理由とお支払事例

学生総合共済の給付事例では、扶養者が死亡したケースの**90%以上が「病死」**です。この場合、50万円の共済金が支払われます  
が、卒業までの学費等をまかなえないことが多く、就学費用保障保険にも加入されることをおすすめしています。

特に、就学費用保障保険に複数口で加入した場合、下記の事例①のように年間授業料に加え、教材費・定期代等も保障され、学業継続に役立ちます。また、下記②のように授業料が免除になった場合でも、授業料以外の学業に必要な費用が保障されます。

## 事例① 5口加入(年間125万円まで保障)

・1年生の後期に父(扶養者)が心疾患で死亡  
・1年生の後期から卒業までの授業料満額、教材費、定期代が保障された

**卒業までの保険金総額 3,732,965円**

内訳			
病死	死亡日以降の保険料負担はなし		
1年生	2年生	3年生	4年生
授業料	475,000円	987,500円	992,500円
教材費	3,465円	17,362円	7,128円
定期代	18,270円	54,810円	91,350円
年 間	496,735円	1,059,672円	1,090,978円
			1,085,580円

## 事例② 1口加入(年間25万円まで保障)

・2年生の前期に父(扶養者)が癌で死亡し、授業料は免除適用  
・2年生の後期から卒業までの家賃(一人暮らし)の一部と教材費が保障された

**卒業までの保険金総額 450,000円**

内訳			
病死	死亡日以降の保険料負担はなし		
1年生	2年生	3年生	4年生
授業料	一 円	一 円	一 円
教材費	一 円	一 円	154,000円
家 賃	一 円	100,000円	96,000円
年 間	一 円	100,000円	250,000円
			100,000円

## ■ よくあるQ&amp;A

Q. 扶養者が現在病気の場合でも加入できますか?

A. 加入できます。ただし、保障開始日より前にすでに扶養者が発病している(医師に診断されている、もしくは治療を受けている)病気を原因として保障開始日より1年以内にお亡くなりになった場合は保障対象外となります。

※1 大学院進学や編入学・転学・転籍・留年(以下、進学等)で在学期間が延びる場合、延長期間を保障するには卒業予定年を延長するための更改手続きが必要です。進学等の決定後、更改手続き完了前に事故が生じた場合、所定の書類を提出することで延長期間のうち、進学の場合は1年間は保障されます。詳しくは「制度のあらまし」をご確認ください。

※2 商品改定により、2026年4月1日以降保障開始となるご契約から、熱中症を要因とする場合も保障の対象となります。

\* 支払事由が発生した場合、または登録の扶養者が死亡した場合、本保険の契約は、支払事由発生日(または死亡日)をもって終了(解除)となります。

## 契約意向確認書

CO・OP学生総合共済

◆加入申込書③(申込欄:「契約意向確認」)の回答にあたって、以下をお読みください。

学生総合共済パンフレットの「契約意向確認書」「重要事項説明書」では正式名称である「CO・OP学生総合共済」と表記しています。それ以外では、略称として「学生総合共済」と表記しています。

## 1 お申し込みのCO・OP学生総合共済の保障内容、保障期間、共済掛金、満期時の手続き(自動移行など)について

## 【共済の保障開始日と保障期間について】

保障内容等については、保障表や重要事項説明書でご確認ください。共済・保険は、申し込みとあわせ、掛金・保険料を領収した上で契約が有効となります。

新入生の方	初年度の共済期間	次年度の払込方法	保障の終了	共済
				入学年3月31日までに お申し込みされた方
4月1日以降申し込みの方	初年度の共済期間	次年度の払込方法	保障の終了	入学年4月1日前0時から 翌年4月1日午前0時まで
				口座振替(年払)

新入生の方	初年度の保険期間	次年度の払込方法	保障の終了	参考 保険
				入学年3月31日までに 払込みをされた方
4月1日以降払込みの方	初年度の保険期間	次年度の払込方法	保障の終了	入学年4月1日前0時から 翌年4月1日午後4時まで
				口座振替(年払)

## 【満期時のお手続きについて】満期時に、お手続きのご案内をします。お手続きがない場合、次の通りとなります。

C O・O P 学生総合共済 学生向けの保障	契約終了となります。 ※新社会人コース(B 1200コース)に事前申込している場合は、B 1200コースに更新(更改)します。
C O・O P 学生総合共済 新社会人コース	次のコースに自動移行となります。B 1200コース→告知緩やか1000円コース ※新社会人コース(B 1200コース)の満期時点で既に『たすけあい』にご加入の場合、新社会人コースは自動移行せず、満期終了します。

## 2 共済期間や満期金・解約返戻金・割戻金の有無について

お申し込みいただく商品について、ご確認ください。

商品	共済期間	満期金	解約返戻金	割戻金*
CO・OP学生総合共済	1年間(各コースの保障終了日までは自動的に更新します)	なし	あり	あり

\* 決算後に余剰が生じた場合、割戻金として還元します。(お支払いを確認するものではありません。)

## 3 告知事項の重要性について

健康状態についての質問(告知事項)に正しく回答いただかないと、契約を終了(解除)とし、共済をお支払いできない場合があります。

生協の担当者などに口頭でお話しされても、告知事項に回答したことになりません。告知事項について不明な点は、生協へお問い合わせください。

## 4 お支払いの対象となる入院、手術、ケガ通院などについて

共済事業規約・細則で定められているものが保障の対象となります。内容によっては保障の対象とならない場合があります。下表は代表的な例です。

	お支払いの対象となる例	お支払いの対象とならない例
入院	■次の3点を満たす入院 1.健康保険の適用対象となるもの 2.病院で「入院」と扱っているもの 3.共済事業規約・細則に定める「入院」に該当するもの* ※医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院。 (例)・肺炎での入院・心筋梗塞での入院・切迫早産での入院 など	■健康保険の適用とならないもの ■病院で「入院」と扱われていないもの ■共済事業規約・細則に定める「入院」に該当しないもの (例)・正常分娩での入院 ・人間ドックでの入院 ・美容整形での入院 など
手術	■病気やケガの治療を直接の目的として受けた、共済事業規約・細則で支払対象としている手術※お支払いについて制限がある場合があります。 (例)・腫瘍を摘出する手術・白内障の手術・虫垂炎の手術 など	■病気やケガの治療を直接の目的としない手術 (例)・検査・生検目的の手術・美容整形の手術 など ■共済事業規約・細則で支払対象としない手術 (例)・創傷処理・抜歯手術 など
ケガ通院	■次の3つの条件をすべて満たしているもの ①急激性(突然のなきこと) ②偶発性(予見されないなきこと) ③外因性(原因が被共済者の身体の外部から作用すること) (例)・炊飯器の蒸気でやけど・自転車で転倒し打撲 など	■左の3つの条件をどれか1つでも満たさないもの (例)野球肘・テニス肘・筋肉痛・習慣性脱臼・けんしよう炎・疲労骨折・骨粗鬆症を原因とする骨折・靴擦れ・しもやけ・寝ちがい・熱中症・感染症(とびひ・

# 重要事項説明書

## CO・OP学生総合共済

### (ご契約にあたってご了承いただきたいこと)

この重要事項説明書は、ご契約に関する重要事項を記載したものです。必ずお読みいただき、ご了承の上お申し込みください。不明な点はご加入の大学生協にお問い合わせください。なお、契約内容のすべてを記載したものではありません。共済金のお支払いや契約後の取扱事項等の詳細は、ホームページに掲載する「ご契約のしおり」を必ずご確認ください。(契約発効後に冊子の送付をご希望の場合は、ご加入の大学生協にお問い合わせください)。

#### I 契約概要

ご契約に際し、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

##### 1.商品のしくみ

###### ①特徴

- CO・OP学生総合共済は、組合員の共済を図ることを目的に、生協法に基づき日本コープ共済生活協同組合連合会(以下、当会)が厚生労働省の認可を得て行う事業です。ご利用にあたっては、大学生協の組合員になつていただく必要があります(→③契約者または被共済者の範囲参照)。
- 学生向けの保障(以下、G 1200コース等)と、卒業時にご案内する新社会人コース(以下、B 1200コース)の契約では、学生総合共済事業規約・細則の内容が契約内容となります。

※共済事業規約・細則および共済事業規約・細則の内容を要約した「ご契約のしおり」は、ホームページでご覧いただけます。

<https://kyosai.univcoop.or.jp/guidance/outline.html>

※B 1200コースの満期時にお手続きがなく『たすけあい』告知緩やか1000円コースに自動移行するとき、ご加入の生協によってはその生協が加盟する連合会と当会の共同引受となる場合があります。

###### ②保障期間等

- 共済期間は1年ですが、解約等のお申し出がない限り、学生の期間(最長満35歳の満期日まで)\*1は自動的に契約を更新します。
- G 1200コース等について、卒業や退学等で学生でなくなった場合は、共済期間の途中であっても、学生でなくなった日(卒業の場合は申告いただいた卒業予定年月の末日、退学の場合は退学日)をもって契約は解約となります。
- 共済期間の途中で契約を解約する際、未経過掛金がある場合は、契約解約(保障終了)時に掛金振替口座に返金します。

\*1 B 1200コースの場合、最長満30歳の満期日まで

#### 【2026年4月1日発効契約の例(卒業予定年月:2030年3月)】

発効日 満期日 保障終了日  
2026年4月1日 2027年3月31日 2030年3月31日

共済期間(掛金払込期間)	以後1年ごとに契約を更新し、最長で1年*2
掛金払込方法:年払	①学生でなくなった日 ②満35歳となって初めて迎える満期日
掛金払込経路:口座振替*3	のいずれか早い日まで継続できます。*4

\*2 発効日が月の1日でない場合は、発効応当日(発効日の1年後にある日)の属する月の末日が満期日となります。(例:発効日が4月6日の場合、満期日は4月30日)

\*3 掛金の払込経路は、口座振替、現金払、払込票またはクレジットカード払のいずれかとなります。ただし、ご加入の大学生協が取り扱う方法に限りります。

\*4 B 1200コースの場合、満30歳となって初めて迎える満期日まで継続できます。

※掛金額、保障内容については「保障表」、満期時の手続き、満期金、解約返戻金等については「契約意向確認書」をご覧ください。

###### ③契約者または被共済者の範囲

契約者または被共済者になることができる方は、次の範囲の方に限ります。\*5

契約者	大学生協(B 1200コースは地域生協)の組合員、または組合員と同一世帯の方
被共済者	発効日において、次のア～ウをすべて満たす方 ア.学生である方*6*7 イ.契約者本人、契約者の配偶者、契約者またはその配偶者と生計を共にする2親等以内の親族(子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹)のいずれかの方 ウ.満34歳以下の方*8

\*5 B 1200コースへの申し込みは、G 1200コース等からの更新または更改に限ります。

\*6 B 1200コースの場合、この要件は不要です。

\*7 G 1200コース等に申し込みができるのは、卒業予定年月の前月末までです。

\*8 B 1200コースの場合、満29歳以下の方

###### ④加入限度

1人の被共済者につき1契約のみ加入できます。

※(発効時年齢が満14歳以下の方のみ)学生総合共済と他のCO・OP共済の契約を合わせて、死亡共済金(事故死亡共済金を含みます)1,000

万円まで加入できます。

###### ⑤割戻金

決算後に剩余が生じた場合、割戻金の割り当てを行い、共済事業細則に定める方法(ご加入の生協の組合員出資金への振り替え等)にてお支払いします。※出資金への振り替えとは、ご加入の生協の出資金として割り当てさせていただくことです。出資金は卒業時(または退学時)にお返しします。

###### ⑥解約返戻金

契約が解約、解除、消滅により終了した場合、未経過共済期間に対応する掛け金が払い込まれているときは、解約返戻金としてお戻しします。ただし、1ヵ月に満たない未経過共済期間に対する解約返戻金はありません。

###### 2.共済金の受取人

- ①共済金の受取人は契約者\*9です。
- ②ただし、契約者と被共済者が同一人である場合の死亡共済金の受取人は次のとおりです。

第1順位: ① 契約者の配偶者 第2順位以下: 次の ② ~ ⑤ の順

契約者と	同居している	② 契約者の親族 ③ 契約者の配偶者の親族
	同居していない	④ 契約者の親族 ⑤ 契約者の配偶者の親族

※親族の範囲および順位は「子→父母→孫→祖父母→兄弟姉妹」です。

③上記の①②に関わらず、契約者は死亡共済金の受取人を事前に指定または変更することができます。

\*9 契約者の意思が確認できない状態となったときに共済金の請求手続きを代理で行う指定代理請求人を、事前に指定または変更することができます。

#### II 注意喚起情報

ご契約に際し、特にご注意いただきたい事項や不利益になる事項を記載しています。

##### 1.契約申込の撤回(クーリング・オフ)

新規の申し込みの場合、申込日から10営業日以内であれば、書面または電磁的記録により申し込みを撤回できます。

※電磁的記録による場合は、ホームページの受付フォームよりお申し出ください。

##### 2.健康状態等の告知義務

契約者や被共済者には、健康状態等について正しく告知していただく義務(告知義務)があります。加入申込書等でおたずねする事項は、契約のお引き受けを決めるための重要な事項ですので、事実を正確に告知してください。事実を告知しなかつたり、事実と違うことを告知した場合、告知義務違反により契約を解除し、共済金をお支払いしないことがあります。共済募集人に口頭で伝えても告知したことにはなりませんのでご注意ください。

##### 3.契約の成立と発効および保障の開始

当会が契約の申し込みを審査・承諾し、初回掛金が払い込まれた場合、契約は発効日に成立したものとみなします。

契約の発効および保障の開始は、加入コースおよび申し込みの種類ごとに次のとおりです。

【G 1200コース等】

新規の申し込み*1	申込日の翌日または学生に該当した日のいずれか遅い日の午前0時に契約が発効し、発効日から保障が開始します。
更改(保障内容等の変更)の申し込み	更改前契約の解約日(更改後契約の初回掛金の払込日を解約日とします)の翌日午前0時に契約が発効し、発効日から保障が開始します。

【B 1200コース】

学校の卒業に伴う G 1200コース等からの 申し込み	G 1200コース等の保障終了日(卒業予定年月の末日を保障終了日とします)の翌日午前0時に契約が発効し、発効日から保障が開始します。
-----------------------------------	--

\*1 新規の申し込みについて、申込日から3ヵ月以内に初回掛金が払い込まれない場合、契約の申し込みはなかったものとして取り扱います。

※契約者の了承を得て、申込日の翌日以降の任意の日を発効日とする場合があります。

##### 4.更新契約(2年目以降)の掛金の払込猶予期間

掛け金は、生協がお知らせした振替日に、ご指定の金融機関口座から振り替えます。更新契約の掛け金は、契約の更新日の前日までに払い込んでください。更新日の前日までに払い込みのご都合がつかない場合のために、3ヵ月の払込猶予期間を設けています。

払込猶予期間中に払い込みがない場合、契約は失効します。

##### 5.共済金をお支払いしない主な場合

各共済金・各コースでお支払いしない場合が異なります。  
詳細は「ご契約のしおり」をご確認ください。

##### ●共済事由に該当しない場合

共済事業細則に定める「入院」「通院」の定義にあたらない入院および通院や、共済事業規約に定める支払対象手術に該当しない手術、不慮の事

故(急激かつ偶然な外因による事故)によらない通院、平常の生活または業務に支障のない程度に治癒したとき以後の通院、発効日の前日以前に発生した不慮の事故による入院・通院・手術などの場合

##### ●契約が無効となった場合

発効日(更新日)において契約者または被共済者の範囲外であった場合や、学生総合共済を複数契約していた場合(発効日の最も早い契約を残し他の契約は無効となります)

##### ●告知された内容が事実と相違し、告知義務違反により契約が解除となった場合

##### ●次のような重大事由により契約が解除となった場合

故意に共済事由を発生させた場合／共済金請求の際に詐欺を行った場合／他の共済、保険等との重複により、被共済者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合／契約者・被共済者または共済金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められる場合／契約者・被共済者または共済金受取人が、当会の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由がある場合 等

##### ●掛け金の払い込みがなされず、契約が失効した場合

##### ●契約の申し込みにあたり、詐欺または強迫の行為があり、契約が取消しなった場合

##### ●次のような主な免責事由に該当した場合

発効日の前日以前に罹患していた病気を原因として、発効日から1年以内に発生した共済事由の場合／契約者・被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失／被共済者による犯罪行為／無資格運転または酒気帯び運転／精神障害または泥酔／薬物依存／他覚症状のないむちうち症・腰痛・背痛／被共済者の病気による事故による共済事由の場合／被共済者が国籍を有する国の公的業務(兵役等)に伴う原因による場合／違法薬物による場合／指定職業\*2の就業に伴う原因による場合  
\*2 格闘家・競業者等、テストドライバー等、競馬・競輪等の職業競技者、海外派遣中の国際平和協力隊員等を指します。

##### 6.解約と解約返戻金

契約者はいつでも将来に向かって契約を解約できます。また、卒業や退学等で学生でなくなった場合、学生でなくなった日(卒業の場合は申告いただいた卒業予定年月の末日、退学の場合は退学日)をもって、契約は解約となります。解約返戻金がある場合は、解約返戻金をお戻しします。

##### 7.契約の自動更新

共済期間は1年ですが、満期日の翌日(更新日)において被共済者が学生かつ満34歳以下であり、特にお申し出がない場合は、自動的に契約を更新します。\*3なお、更新日における学生総合共済事業規約・細則の内容が契約内容となります(更新により契約内容が変更となる場合があります)。

\*3 B 1200コースの場合、満期日の翌日(更新日)において被共済者が満29歳以下であり、特にお申し出がない場合は、自動的に契約を更新します。

##### 8.その他ご注意いただきたいこと

①重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者住所または契約者が指定する送付先(扶養者または親の住所)の変更がある場合は、必ずご加入の大学生協にご連絡ください。

②結婚や独立等により、契約者と組合員または被共済者が別生計となる場合、契約継続のためには手続きが必要となります。

③契約の更新が不適当と認められる場合、契約は更新できません。

④契約が解除または取消となった場合、すでに払い込まれた掛け金は返戻しません。

⑤入院・通院期間中に契約を変更し、共済金額に増減がある場合、変更後の入院・通院期間については、変更前と変更後のいずれか少ない共済金額でお支払いします。

⑥加入コースまたは加入商品を変更した場合でも、1回の入院・通院の支払限度日数は、変更前の契約における入院・通院の日数を通算します。

⑦G 1200コース等にご加入後、卒業や退学等により被共済者の範囲外

# お手頃な掛金+保険料で充実した保障

## CO・OP学生総合共済<sup>(注1)</sup><sub>(掛金)</sub>

G1200コース

1年間の掛金

14,400円

## 学生賠償責任保険<sup>(注2)</sup><sub>(保険料)</sub>

・実家通学の方  
・アパート・寮などにお住まい  
だが「お住まい」等を取り巻  
くリスクに備える一人暮らしの  
ための保障が不要な方

・アパート・寮などにお住まい  
で「お住まい」等を取り巻くリ  
スクに備える一人暮らしの  
ための保障が必要な方

一人暮らし特約なし

1年間の保険料 19H

1,800円

一人暮らし特約あり

1年間の保険料 19HK

8,500円

※上記保険料は(主に2026年度の新入生の方が)2026年4月1日を始期日として加入する場合の金額です。なお、2026年4月2日から4月30日までに中途加入する場合、保険料は変わりません。

※2026年3月以前、および2026年5月から2027年3月に中途加入される場合は保険料が異なります。

※保険料は料率改定等により変更となる場合があります。

学生賠償責任保険(施設・生産物賠償責任保険を除きます)・就学費用保障保険については30%の団体割引が適用されます。

●前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。なお上記の学生賠償責任保険の保険料(施設・生産物賠償責任保険を除きます)は、職種級別A・学生の場合の保険料です。

※学生総合共済は、学生組合員で発効日の年齢が満34歳以下の方が加入することができます。

※留学生・扶養を受けない方は、学生総合共済の掛金・保障内容が異なる場合があります。お問い合わせはコープ共済センターまでお願いします。

※掛金・保険料を口座振替することにより、契約は卒業予定年まで自動継続します。2年目からの掛金・保険料の支払いは口座振替です。

※学生総合共済・学生賠償責任保険・就学費用保障保険の振替口座は、原則1口座の登録となります。

※就学費用保障保険は最大15口まで加入できます。ただし、就学費用保障保険は1被保険者につき1契約とします。

注1 CO・OP学生総合共済は、日本コープ共済生活協同組合連合会が元受団体となる共済契約となります。

注2 日本コープ共済生活協同組合連合会を団体保険契約者とし、三井住友海上火災保険株式会社を幹事会社として締結する損害保険の団体契約となります。CO・OP共済ではありません。

注3 日本コープ共済生活協同組合連合会を団体保険契約者とし、東京海上日動火災保険株式会社を幹事会社として締結する損害保険の団体契約となります。CO・OP共済ではありません。

## 就学費用保障保険<sup>19W</sup><sub>(注3)</sub> (1口あたりの保険料)

卒業予定年	1年目の保険料
2027年卒業	530円
2028年卒業	1,210円
2029年卒業	1,930円
2030年卒業	2,610円
2031年卒業	3,290円
2032年卒業	3,870円

◆卒業までの期間が短くなるにしたがい、2年目以降の保険料は少なくなります。

【例】	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
2030年卒業予定 (4年制)	2,610円	1,930円	1,210円	530円	—	—
2032年卒業予定 (6年制)	3,870円	3,290円	2,610円	1,930円	1,210円	530円

## 保障内容についてのお問合わせ

保障内容について詳しくお知りになりたい方はこちらまで ☎ コープ共済センター 0120-16-9431

☎おかけいただくと音声ガイダンスが流れます。音声ガイダンスに従い①を押してください。(音声ガイダンスの途中でも押すことができます。)

受付時間 9:00～18:00 月～土(祝日含む) ※年末年始はお休みとなります。(12/31～1/3)

Webサイト内「よくいただくご質問」も  
あわせてご覧ください。

<https://kyosai.univcoop.or.jp/>



※学生総合共済の先進医療保障につきましては、上記のコープ共済センターにお問い合わせください。

※情報変更や解約をする場合は、当会所定の変更届や解約届を提出いただきます。

※パンフレットの記載内容は予告なく変更することがあります。

### 契約引受団体

### 日本コープ共済生活協同組合連合会

CO・OP共済は個人情報を大切にし、個人情報保護法を守ります。

下記のコープ共済連のホームページでもご案内しています。

<https://coopkyosai.coop>

コープ共済

検索

### 取扱代理店

### 株式会社 大学生協保険サービス

<https://hoken.univcoop.or.jp/>



PA2520

みんなの文字®

この制作物は、みんなの文字を使用しています。

みんなの文字は、一般社団法人UCDAが「読みやすさ」を認証した書体です。

承認番号:ucm260120, A25-101065, 25T-001097

承認年月:2025年10月 使用期限:2027年4月1日